

法テラス

こんなことに
困っていませんか？→



- 夫から暴力を受けている。
- 夫と離婚したい、親権を取りたい。
- 保護命令を出してほしい。



- 元交際相手からつきまとい行為を受けている。
- つきまとい行為をやめてほしい。
- 慰謝料や引越代を請求したい。

法テラスとは...

法テラス(日本司法支援センター)は、「国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法」を目指す司法制度改革の柱として、国が設立した公的な団体です。

犯罪被害にあわれた方に対しては、被害後の状況やニーズに応じて、**法制度の紹介**や**関係機関(相談窓口)のご案内**、個々の状況に応じて**犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士**の紹介を行っています。

コールセンター

犯罪被害者支援ダイヤル
なくことないよ
(0570-079714)
●平日9:00~21:00
●土曜日9:00~17:00

お近くの 地方事務所

- 全国に50か所
- 平日9:00~17:00



弁護士に相談できること

- お困りごとに関する法制度・手続きの説明
- 解決手段についてアドバイス
- 今後の具体的な対処方法 など

★法律相談には、電話・面談(無料/有料)など、さまざまな形態があります。

★法テラスでは、その方の状況・ニーズ・地域事情に合わせて弁護士とご相談できる窓口をご案内しております。



弁護士費用に関する各種援助制度

経済的に余裕がなく、弁護士に依頼する際の費用が心配な方向けに、弁護士費用に関する各種援助制度があります。

刑事手続(日弁連委託援助)

※弁護士を通じての利用申込みが必要です。

●法律相談

- 被害届提出同行・補助
- 告訴状の作成・提出
- 捜査機関の事情聴取への同行

～被害者参加弁護士が付かない場合～

- 法廷傍聴付添
(傍聴席の確保、同行、刑事訴訟手続に関する説明、検察官との協議等)
- 証人尋問・意見陳述援助
(証人尋問、意見陳述の際の付添等)

- 示談申入れへの対応(刑事和解の手続説明、申立補助、刑事手続に付随する示談交渉)

- その他犯罪被害者支援のために必要な活動(シェルターへの保護など) ●マスコミ対応(重大事件の場合)

【日弁連委託援助(犯罪被害者法律援助制度)】

生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた方などが、刑事裁判及び少年審判等手続、行政手続に関する活動を希望する際に、弁護士費用等を援助する制度です。

この制度を利用する場合、資力要件※のほか、法律相談をした弁護士の判断により弁護士に依頼する必要性・相当性があることが必要です。

※資力(現金、預金などの流動資産の合計額)から、当該犯罪行為を原因として6か月以内に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)を控除した額が200万円未満であること

民事手続(民事法律扶助)

●法律相談

- 示談交渉(裁判等手続に先立つ和解の交渉)

- 離婚調停・離婚訴訟
(財産分与・親権・慰謝料・養育費)

- 裁判所への保護命令申立て

- 損害賠償命令・損害賠償請求訴訟

【民事法律扶助】

経済的にお困りの方を対象に、民事裁判等の手続に関して、面談による無料の法律相談と、弁護士・司法書士等へ手続を依頼した場合の費用の立替えを行う制度です。

この制度を利用する場合も、一定の要件があり、お住まいや世帯構成によって基準が異なります。詳しくは裏面を参照ください。

法テラス

民事法律扶助制度とは...

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあった時に、無料法律相談を行い、必要な場合、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う制度です。
法律相談援助は、法テラスの事務所のほか、法テラスと契約した弁護士・司法書士の事務所でも行っています。法律相談の後、弁護士・司法書士費用等の立替えを希望する方には審査のご案内をします。

利用の条件

1 資力が一定額以下であること

夫婦間の紛争の場合を除き、原則として配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。

基準 A 収入等が一定額以下であること

法律相談援助の場合

月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の目安は次のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円以下 (200,200円以下)	251,000円以下 (276,100円以下)	272,000円以下 (299,200円以下)	299,000円以下 (328,900円以下)

- * ()内は、東京、大阪などの大都市の基準です。
- * 5人家族以上は、1人増につき30,000円(33,000円)が加算されます。
- * 医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。
- * 家賃、住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度額の範囲内でその全額が加算されます。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
41,000円	53,000円	66,000円	71,000円

※東京都特別区は別途基準があります。

代理援助・書類作成援助の場合

同居している家族から金銭的な援助を受けている場合は、その金額とご自身の月収との合計額が、上記の基準以下であることが必要となります。

基準 B 保有資産が一定額以下であること

法律相談援助の場合

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下

代理援助・書類作成援助の場合

不動産(自宅や係争物件を除く)、有価証券などの資産を保有する場合は、その時価と現金、預貯金との合計額が、上表の基準以下であることが必要となります。

2 勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。

3 民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

申込みの流れ

法律相談援助の申込み

代理援助や書類作成援助の申込みの方にも、まず法律相談を受けていただきます。法律相談援助を利用するには、左記1と3の条件を満たす必要があります。

【1】ご収入・家族構成を教えてください。

ご自身のご収入、配偶者のご収入のほか、家族構成、家賃・住宅ローンの有無をお伺いします。
※そのほか、医療費・教育費などについてお伺いする場合があります。

【2】現金・預貯金を教えてください。

ご自身及び配偶者に現金・預貯金がある場合には、その合計額をお伺いします。

【3】法律相談のご予約をいたします。

基準を満たしている場合には、法律相談の予約をお取りします。相談時に必要なものがあるときは、お電話でご案内します。
相談時間は1回30分程度で、同一案件につき法テラスの全事務所を回算して3回までご利用いただけます。
※なお、基準を満たさない場合には、他の相談窓口をご紹介します。
※刑事事件のみの相談は対象外となります。



法律相談で解決した方は、以下の手続きには進みません。

代理援助・書類作成援助の申込み

【1】審査

代理援助や書類作成援助を利用するには、審査において左記1・2・3の条件を満たす必要があります。
援助を申し込まれた方には、**1) 資力を証明する書類**(給料明細、生活保護受給証明書、源泉徴収票、課税又は非課税証明等)**2) 住民票**(世帯全員、本籍地の記載があるもの)**3) 事件関連書類**などをご提出いただきます。

【2】援助開始決定

援助開始決定を受けると、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の費用(着手金・実費等)を決定します。決定した費用は法テラスが立て替えて弁護士・司法書士に支払い、原則として毎月5,000円~10,000円程度ずつ分割で償還(返済)いただきます(無利息)。

【3】事件完了

事件の結果を考慮し、審査の上、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の報酬金及びその支払方法を決定します。
※【2】で立て替えた着手金・実費とは別に事件の結果に応じて報酬金をご負担いただきます。
※生活保護を受給している等の場合、立替費用の償還を猶予・免除することがあります。